

福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針について

1 策定の経緯

○平成 15 年

国内での BSE の発見等「食品の安全性」や「食の安心」が大きな社会問題となり、国が「食品の安全性」の確保についての基本理念などを定めた「食品安全基本法」を制定

○平成 17 年

福岡市が、平成 17 年度に「福岡市食品の安全性の確保に関する基本方針～食の安心を求めて～」を策定

○平成 21 年

市内での菓子の賞味期限改ざんなどの事案が発生し、「福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針」へと改名、改定

※食品安全基本法に第 7 条に基づく地方公共団体の責務を明確に示すものとして位置づけ。

2 市基本方針と関係法令等との同一状況

	制定等時期	H15	H17 (H21改定)	H27	H28	R3	毎年度
	法令等	食品安全 基本法	市基本方針	食品表示法 (施行)	福岡県条例 (制定)	改正食品衛生法 全面施行	市監視指導 計画
基本 事項	基本理念	○	○		○		
	行政の責務	○	○	△	○	○	
	事業者の責務	○	○	△	○	○	
	消費者の役割	○	○		○		
地域 特性 等	地域特性		■		▲		■
	施策の方向性		■		▲	△	■
	施策体系		■		▲	△	
	具体的施策						■
	施策推進体制			■		▲	△

○：ほぼ同一の内容・大枠、△：全国にかかる内容・大枠

■：福岡市独自の内容、▲：福岡県独自（福岡市含む）の内容

3 現状

平成 21 年の市基本方針改定後に定められた福岡県条例や改正食品衛生法の内容も踏まえ、検討を行っているが、当初市基本方針のみで示されていた事項が、順次他法令等で示され、補完、充実している状況にある。

4 資料

福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針別紙

福岡市

食の安全安心の確保に関する 基本方針

福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針

平成21年4月

福岡市保健福祉局生活衛生部食品安全推進課

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1

TEL711-4277 FAX733-5588

ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp>

(生活情報の「農林水産・食」をクリック)

平成21年4月

福岡市

福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針

目次 CONTENTS

改定にあたって

改定の経緯
基本方針の目的
構成

第1章 基本理念

- 1 基本理念 ～福岡市の目指す都市像～ 06
- 2 食品の安全性および食の安心の考え方 07
- 3 基本方針の位置づけ 09

第2章 関係者の責務と役割

- 1 行政(福岡市)の責務(食の安全安心に関する施策の方針) 12
- 2 食品関連事業者の責務(自主的な取組みの行動指針) 14
- 3 消費者の役割に関する指針(自主的な取組みの行動指針) 16
- 4 関係者の連携 17

第3章 推進体制

- 1 基本理念の実現に向けて～PDCAサイクル～ 20
- 2 計画(Plan) 21
- 3 実施(Do) 22
- 4 施策の検証(Check)と見直し(Act) 22

第4章 行政施策の体系

- 1 最新の科学的知見に基づいた食品の安全性の確保および危機管理の充実 24
- 2 食品関連事業者の食の安全安心に関する自主的な取組みの向上 25
- 3 食品関連事業者および行政への消費者の信頼構築 26
- 4 関係者の連携強化 27

改定にあたって

◆ 改定の経緯 ◆

私たちの健康を支える「食」を取り巻く現状は、消費者のニーズが多様化する中、流通の広域化や複雑化により、混迷を極めており、近年は、表示偽装や薬物混入などの事件が頻発し、食品の安全性に対する疑問や漠然とした不安が増大しています。

このような状況は本市においても例外ではなく、老舗料亭における賞味期限改ざんの事件は大きなニュースとなり、食品関連事業者への信頼が大きく失墜しました。

こうした現状を受けて、国においては、平成19年12月に「生活安心プロジェクト～緊急に講ずる具体的な施策～」を示し、平成20年6月の「消費者行政推進会議取りまとめ」に明記した「消費者庁」の創設に取り組むなど、消費者の視点に立った行政へと転換を図っています。

本市では、「食品安全基本法」の制定を機に、平成17年7月に策定した「福岡市食品の安全性確保に関する基本方針～食の安心を求めて～」を基に、食品の安全性確保のため、様々な施策を展開してきました。

しかし、現在、食を取り巻く現状は、策定当時からさらに問題の深刻さを露呈しており、事件の検証を活かし、国の動向等も踏まえた新たな施策の推進が求められています。

特に、消費者の漠然とした食への不安を解消するためには、食品の安全性の確保のみならず、的確な情報提供により食品関連事業者や行政への信頼回復を図るなど、食に対する安心を構築していくことが急務となっています。

このため、「九州・アジア新時代の交流拠点都市・福岡」として安全安心な街づくりを目指している本市において、食品の安全性の確保に加え、食の安心を求める昨今の状況の変化を踏まえた施策の方向性を明記し、新たに「福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針」として改定した次第です。

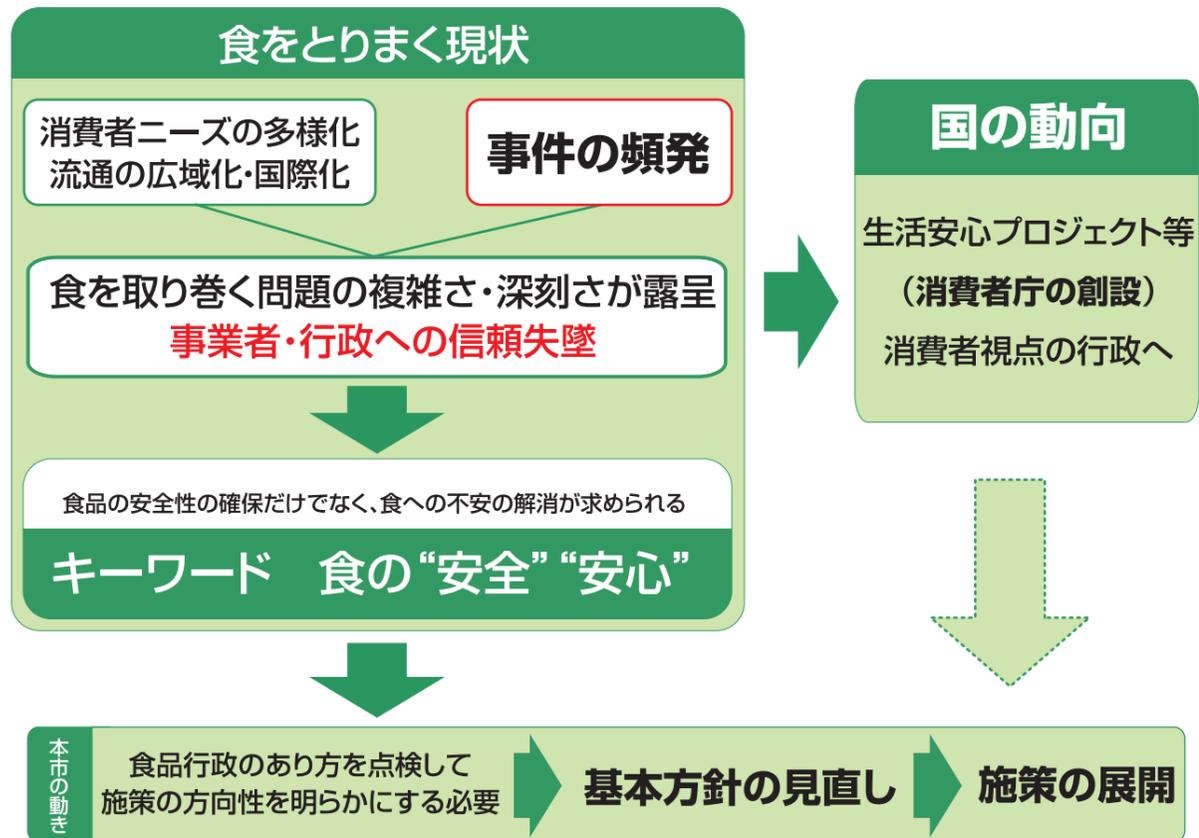


表-1 食を取り巻く事件や制度の流れ

年	事件および行政対応
H 8	★腸管出血性大腸菌 O157 による集団食中毒事件
H12	★加工乳集団食中毒事件
H13	★BSE 問題（国内で罹患牛発見） アレルギー表示制度開始
H14	★輸入食品の残留農薬問題（中国産冷凍ほうれんそう） 「食品の表示に関する共同会議」開催
H15	★アメリカで BSE 罹患牛発見 「食品安全基本法」施行 「食品衛生法」の改正（食品安全委員会の設置などリスク分析に基づく新たな枠組みによる食品安全行政の確立） 食品の期限表示を賞味期限と消費期限に統一
H17	●「福岡市食品の安全性確保に関する基本方針」策定（7月） 「食育基本法」施行（基本施策の一つとして食品の安全性の確保が盛り込まれる）
H18	ポジティブリスト制度施行
H19	★期限切れ牛乳使用のシュークリームを製造・出荷（1月） ★豚肉を混入した挽肉を牛ミンチとして出荷（6月） ★チョコレート菓子の賞味期限の改ざん（8月） ★和菓子の消費期限の改ざん（10月） ★本市で菓子等の賞味期限改ざん事件発覚（10月） 「生活安心プロジェクト～緊急に講ずる具体的な施策～」（12月）
H20	★食品による薬物中毒事案発覚（中国産冷凍餃子）月） 「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」（2月） ★うなぎ等産地偽装発覚（6月） ★本市で赤痢による食中毒事例が複数発生（7～8月） ★事故米の不正流通発覚（8月） ★乳製品等食品へのメラミンの混入発覚（9月） 消費者庁創設準備
H21	●「福岡市食の安全安心の確保に関する基本方針」改定

※表中の記載事項：★黒字→事件・事故など、青字→国の動き、●赤字→本市の動き

◆基本方針の目的◆

この基本方針は、食を取り巻く現状に的確に対応するための様々な施策の基本的方向性を示したものです。

まず、本市が目指す都市像を基本理念として示し、その実現のため、何をなすべきか、行政(福岡市)、食品関連事業者、消費者という関係者のそれぞれの責務や役割を説明しています。

改定にあたっては、食品の安全性や食の安心について、その考え方を整理し、行政の責務については、取組みの視点を明らかにした施策推進の方針として、食品関連事業者の責務と消費者の役割については、具体的な行動の指針として示しています。

さらに、本市がこの基本方針を具体的に実現していくための推進体制に関する記載を追加しています。なお、巻末には、今後進めていく施策を体系化して例示しています。

◆構成◆

この基本方針は、4章からなっています。
各章の概要は、次のとおりです。

第1章 基本理念
食に関する施策推進にあたっての基本理念～本市が目指す都市像～を示すとともに、食品の安全性および食の安心の考え方、食品安全基本法との関係、本市の基本計画における位置づけを記載しています。
第2章 関係者の責務と役割
基本理念を実現するために必要な関係者(行政、食品関連事業者、消費者)の責務や役割を記載しています。
第3章 推進体制
基本理念を実現するための行政施策の推進体制を記載しています。
第4章 行政施策の体系
食に関する行政施策を体系化して例示しています。

第1章

基本理念

食に関する施策推進にあたっての基本理念～本市が目指す都市像～を示すとともに、食品の安全性および食の安心の考え方、食品安全基本法との関係、本市の基本計画における位置づけを記載しています。

1 基本理念 ～福岡市の目指す都市像～

本市は、食に関する施策を進めるにあたっての基本理念として、「消費者(市民)が『食の安全安心』を得ることができる都市」を目指します。

本方針では、この基本理念を実現するため、食の安全安心に関わる行政(福岡市)、食品関連事業者、消費者(市民)の責務や役割を記載し、具体的な施策に反映させていく推進体制を示しています。

基本理念 ～福岡市が目指す都市像～
消費者(市民)が「食の安全安心」を得ることができる都市



推進体制 基本方針運用の推進体制を明確にして、確実に実施

食の安全安心を得るためには、生産から消費までのフードチェーンの各段階での適切な対応が必要です。そのため、食の安全安心を考えていく上で本方針が対象とする食品や食品関連事業者を食品安全基本法の規定に基づき、以下のように定義します。

食品
すべての飲食物(医薬品や医薬部外品は除きます。)
食品関連事業者
食品(その原料または材料として使用される農林水産物を含みます。)、添加物、器具、容器包装等の生産、輸入または販売その他の事業活動を行なう事業者

2 食品の安全性および食の安心の考え方

この基本理念を実現するにあたっては、まず、「消費者(市民)が食の安全安心を得る」ということは、どのような状態なのか考える必要があります。

「安心」に関しては、行政や食品関連事業者が示す科学的データに基づく食品の安全性に関する情報が受け入れられなかったり、価値観の違いや、心理的な要素など、個人的主観がその判断基準を大きく左右します。また、その判断基準も、食品の供給行程に直接携わる食品関連事業者と、事業者を監視指導する立場にある行政への信頼度の大小により大きく変わってくると考えます。

そこで、本市が基本理念である「食の安全安心を得ることができる都市」を目指す上で、「食品の安全性」および「食の安心」についての考え方を次のように整理し、本市として食品の安全性の確保および食の安心の構築を目指していくこととします。

食品の安全性とは…

食品を口にすることは、リスク(健康被害の危険性)を伴うものですが、現時点で知り得る最新の科学的なデータなどにに基づき、食品関連事業者や行政などの関係者が的確な取組みを行うことによって、そのリスクが最小限になっている状態※を食品の安全性が確保された状態と考えます。

※リスクが最小限になっている状態とは?

リスク評価に基づき法令などで定められた規格や基準、表示などを満たしており、食品に起因する健康被害が生じないこと

食の安心とは…

食品の安全性を確保する確かな取組みが実施された上で、食品関連事業者や行政のこれらの取組みの過程(プロセス)から結果までが、消費者に情報として十分提供され、かつ、消費者の意見がそれらの取組みに反映されていることで、食品関連事業者や行政に対する信頼が培われ、食に対する疑問や不安が解消されている状態と考えます。

基本理念

～福岡市が目指す都市像～

消費者(市民)が「食の安全安心」を得ることができる都市

言い換えると

～福岡市が目指す都市像～

基本理念

食品の安全性が確保された上に、食品関連事業者および行政の安全性確保に関する取組みについて高い透明性が保たれ、消費者がそれを理解し、意見を表明することで、三者の信頼関係が構築されている都市

参考 食品安全行政におけるリスク分析の考え方

食品安全行政に関しては、平成15年の「食品安全基本法」制定にあわせて食品衛生法や健康増進法も改正され、新しい食品安全の取組みが始まりました。その中で取り入れられた手法が、リスク分析という食品安全システムです。

- リスク**とは、食品中に危害要因(有害化学物質、微生物等)が存在する結果として生じる健康への悪影響が起きる可能性とその程度を言います。
- リスク分析**とは、国民の健康の保護を目的として、国民やある集団が危害にさらされる可能性がある場合、事故の後始末ではなく、可能な範囲で事故を未然に防ぎ、リスクを最小限にするためのプロセスのことです。
- リスクコミュニケーション**とは、リスク分析の全過程を通じたリスクの評価者、リスクの管理者、消費者、事業者、学界その他関心を有する者の間のリスクとリスクに関する要因、リスクの捉え方についての情報、意見の双方向の交換を指します。リスク評価結果やリスク管理措置の基本的な説明を含みます。

3 基本方針の位置づけ

1 食品安全基本法

本方針は、平成15年に制定された「食品安全基本法」第7条に規定する地方公共団体の責務を本市として明確にするため、施策の推進のための基本的な方針として策定しています。

参考 食品安全基本法

【基本理念】

- ①国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識(第3条)
- ②食品供給行程の各段階における適切な措置(第4条)
- ③国際的動向および国民の意見に配慮しつつ、必要な措置が科学的知見に基づき講じられることによる国民の健康への悪影響の未然防止(第5条)

【関係者の責務や役割】

食品安全基本法では、国、本市および食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を次のとおり明らかにするとともに、「食品の安全性」の確保についての第一義的責任は食品関連事業者が有していることを明記しています。

三者の責務や役割は次のように規定されています。

●国の責務(第6条)

「食品の安全性」の確保に関する施策を総合的に策定し、実施すること。

●地方自治体(福岡市)の責務(第7条)

国との適切な役割分担を踏まえて、区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施すること。

●食品関連事業者の責務(第8条)

「食品の安全性」の確保について第一義的責任を有していることを認識して、「食品の安全性」を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずること。
食品等に関する正確かつ適切な情報の提供に努めること。
行政が実施する「食品の安全性」の確保に関する施策に協力すること。

●消費者の役割(第9条)

「食品の安全性」の確保に関する知識と理解を深めること。
「食品の安全性」の確保に関する施策について意見を表明すること。

2 福岡市新・基本計画

本市では、平成15年3月に策定した福岡市新・基本計画において、「災害に強く、安全で安心して暮らせる都市となる」という政策目標を掲げています。

また、平成20年度には「福岡市新・基本計画」の第2次実施計画となる「福岡市2011グランドデザイン」～政策推進プラン～が策定され、平成20年度から平成23年度の4年間で重点的に取り組む施策が取りまとめられています。

この中で、食品の安全性確保の推進は、「生活衛生の向上と豊かな消費生活の実現」を目指し、主要事業として展開することとしています。



第2章

関係者の責務と役割

基本理念を実現するために必要な関係者(行政、食品関連事業者、消費者)の責務や役割を記載しています。

1 行政(福岡市)の責務(食の安全安心に関する施策の方針)

本市は、基本理念を実現するため、次に示す本市の特性を踏まえながら、4つの取組みの視点で、食の安全安心に関する施策を推進していきます。

本市の特性

1 流通の拠点としての機能

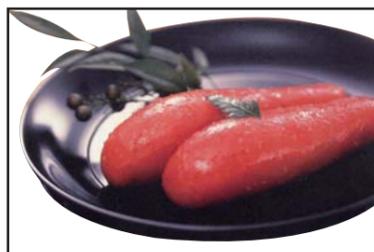
本市は、鮮魚市場や青果市場など生鮮食品の集散地としての機能や、博多港、福岡空港を中心とした流通の拠点としての機能を持った都市です。

2 新鮮でおいしい食べ物の街

本市は、食の街“ふくおか”として、全国的にも新鮮でおいしい食べ物の街として知られているほか、辛子めんたいこ、博多ラーメン、もつ鍋、水炊きなど多様で豊かな食文化を持つ都市です。

3 地域コミュニティの充実

本市では、小学校区ごとの自治協議会や公民館の設置あるいは個性的な商店街の発達など地域コミュニティを活かした街づくりが推進されています。



～博多の食文化の一例～

取組みの視点

1 最新の科学的知見に基づいた食品の安全性の確保および危機管理の充実

- (ア)科学的データや専門的知識に基づき、食品関連事業者への監視・指導を強化し、食品取扱い施設等の安全性を確認することで、危害の発生を予防します。
- (イ)危害発生リスクを考慮した食品の検査を実施することで、食品の安全性を確認し、危害を排除します。
- (ウ)健康被害等が発生した場合の、迅速・適確な対応による健康被害拡大防止と、原因究明による再発防止に努めます。

2 食品関連事業者の食の安全安心に関する自主的な取組みの向上

- (ア)食品関連事業者に対し、科学的データや専門的知識の情報提供など必要な技術的支援を行います。
- (イ)HACCP手法を取り入れた行程管理など、事業者の特性に応じた指導や助言を行います。
- (ウ)食品関連業界団体全体のレベルアップのため、業界団体を通じた支援を行います。
- (エ)食品関連事業者が食の安全安心の確保のために実施する自主的な取組みを評価し、その向上を推進します。

3 食品関連事業者および行政への消費者の信頼回復

- (ア)監視指導や検査結果など食品の安全性確保に関する行政の取組みの透明性を高め、タイムリーにわかりやすく広報します。
- (イ)食品関連事業者の自主的な取組みなどを消費者へ積極的に広報し、事業者への信頼回復につなげます。あわせて、消費者の関心を高めることにより、事業者の取組みのより一層の推進を狙います。
- (ウ)消費者の食に関する相談や苦情に迅速に対応し、わかりやすい解説で疑問や不安の解消を助けます。
- (エ)消費者の意見を施策へ反映させます。

4 関係者の連携強化

- (ア)消費者と食品関連事業者および行政(本市)間の信頼関係を構築していくため、関係者のコミュニケーションの活性化を先導します。
- (イ)行政の関係機関相互の連携を深めて、消費者や食品関連事業者に対し、効果的・効率的な施策を進めていきます。

2 食品関連事業者の責務(自主的な取組みの行動指針)

食品安全基本法の中で、食品関連事業者は「食品の安全性」の確保について第一義的責任を有すると明記されています。食品関連事業者は、この責任を充分認識した上で、「食品の安全性」を確保するために必要な措置を確実に実施することはもちろんのこと、法令遵守をはじめとした企業倫理を確立し、消費者の信頼を得ていかなければなりません。

ここでは、食品関連事業者の責務を、自主的な取組みの5つの行動指針として示しています。

食品関連事業者の責務に関する行動指針

1 事業者として法令等の規定を遵守する

- (ア)食品関連のみならず事業者として、法的知識の習得に努め、法令等の規定を確実に遵守してください。
- (イ)経営者が率先して高い企業倫理を示し、従業員全員のコンプライアンスの向上を図るための措置を講じてください。

2 食品の安全性を確保するため、必要な措置を確実に実施する

食品供給行程の各段階(生産、加工、流通・販売)において、次に示すような食品衛生法ほか関係法令に定める必要な措置を確実にし、食品の安全性の確保に努めてください。

- (ア)食品の安全性の確保に係る知識および技術の習得
- (イ)食品の原材料の安全性の確保
- (ウ)食品の自主検査の実施等の必要な措置の実施
- (エ)原材料等の販売を行った者(仕入れ元)の名称等の情報に関する記録の作成および保存
- (オ)食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、行政への上記記録の提供、危害の原因となった食品の廃棄等の必要な措置の的確かつ迅速な実施

3 食品等に関して正確で適切な情報を提供する

法令で定められた必要な表示はもちろんのこと、自らが実施している食の安全安心に関する取組みの内容や消費者が求める食品に関する情報等を適切に提供してください。

4 行政が実施する食の安全安心に関する取組みに積極的に協力する

行政が実施する監視や検査をはじめとした食の安全安心に関する取組みに対して、積極的に協力するとともに、施策に対する意見を表明してください。

5 消費者からの問い合わせなどに対して誠実に対応する

消費者からの苦情や相談などに対しては、原因や今後の対応をわかりやすく説明するなど誠実に対応するとともに、再発防止策を検討して従業員全員に周知してください。

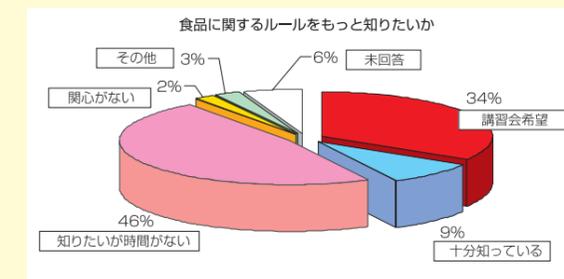
参考 食品関連事業者へのアンケート調査結果

基本方針の見直しにあたり、食品関連事業者の意識や行政に対する要望を把握するためにアンケート調査を実施しました。平成20年5月～8月に開催した本市の食品衛生講習会参加者を対象に実施し、6,291件の回答を得ました。(業種の内訳:飲食店関係…64%、食品販売業…11%、食品製造業…8%) 以下、設問を抜粋して紹介します。

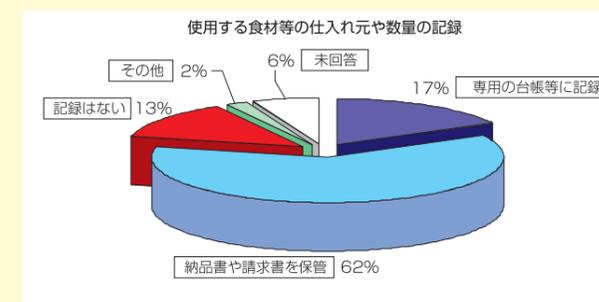
●食品に関するルールをもっと知りたいか?

全体の80%の事業者は、食品に関するルールをもっと知りたいと考えていますが、時間がないと答えた事業者が46%にのぼりました。

事業者への情報提供の充実を図るには、機会を増やすだけでなく、利便性への配慮などの工夫が必要不可欠なことがわかりました。



●使用する食材等の仕入れ元や数量等を記録していますか?



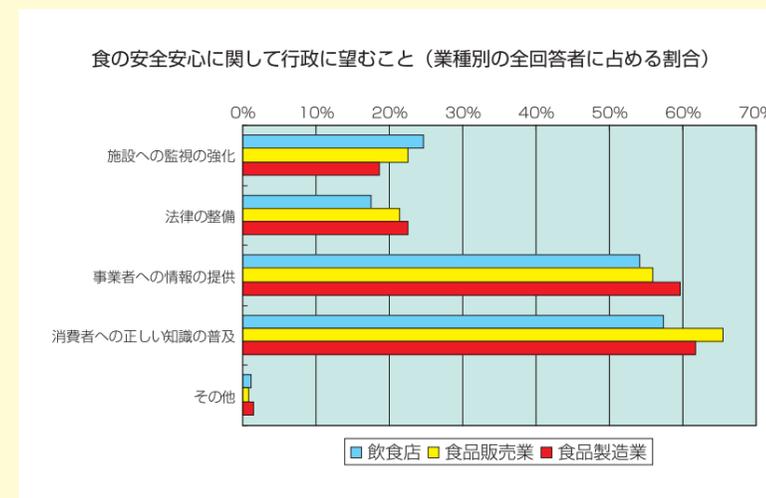
食材の仕入先等に関してなんらかの記録がある事業者は79%であり、62%は納品書等の保管など簡易な記録にとどまっています。

食の安全安心の確保のキーワードの一つはトレーサビリティ(履歴をたどれること)であり、基本指針にも、事業者の責務として明記しています。

●食の安全安心に関して行政に望むことは何ですか?

消費者が正しい知識で食品を選択することが、事業者の安全安心への取組みを推進させる力となり、事業者もそれを一番に望んでいます。また、監視指導の強化も20%前後と、悪質な同業者の排除が求められています。

基本方針では、食品の安全性確保のため、監視指導を強化するとしています。



3 消費者の役割に関する指針(自主的な取組みの行動指針)

消費者が、食品に関する正しい知識と理解を深め、積極的に意見を表明していくことで、食品関連事業者や行政は、食の安全安心に関する取組みの方向性を定めることができます。

ここでは、消費者の役割を3つの行動指針として提示しています。

消費者の役割に関する行動指針

1 食品の安全性の確保に関する知識と理解を深める

食品に関する安全性の評価や情報に耳を傾け、正しい知識と理解を深めることで、食品を取り巻く雑多な情報を読み解き、目的に応じた食品を取捨選択する能力を高めてください。

2 行政や食品関連事業者の取組みに対し、積極的に意見を表明する

食品関連事業者や行政の取組みが消費者の視点で効果的に進むように、積極的に意見を表明してください。

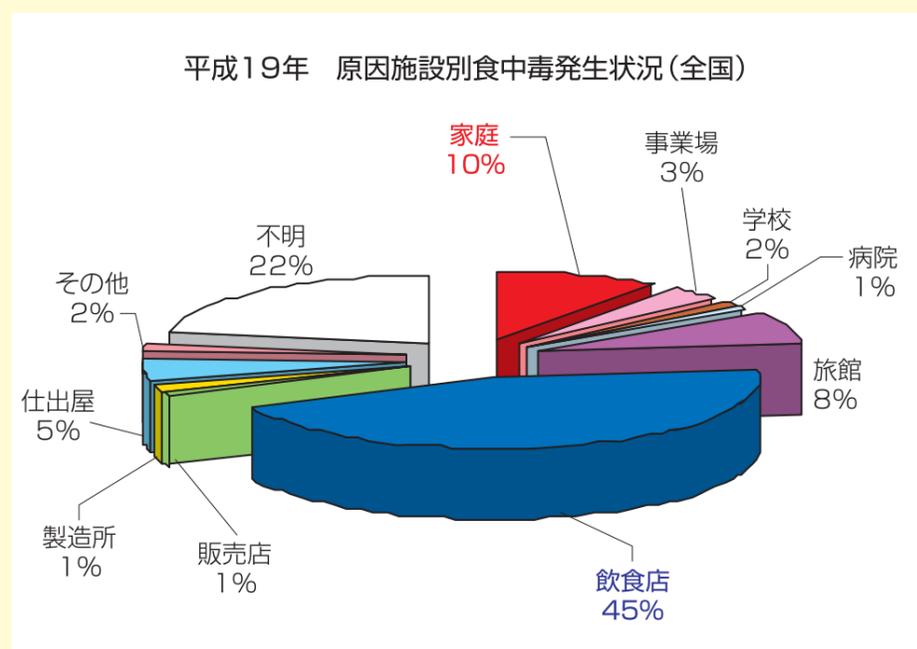
3 正しい知識に基づく衛生的な食生活を実践する

食中毒の予防など、自らの生活を自ら守るため、食品の衛生的な取り扱いなど正しい知識の習得と実践に努めてください。

参考 食中毒の原因となった施設

参考

平成19年におこった食中毒事件のうち、原因施設が判明したものの中で一番多いのは飲食店ですが、家庭が原因となったものも10%ありました。



4 関係者の連携

1 行政が働きかけるコミュニケーションづくり

これまで述べてきたように、食の安心を得るためには、消費者が、積極的に意見を表明し、行政や食品関連事業者がその意向を反映した取組みを進めていく必要があります、三者が常にコミュニケーションを密にしていくことが大切です。

そのため、本市は、食品関連事業者および消費者に働きかけ、お互いのコミュニケーションのための場の設定など、三者のより良い関係を構築していく船頭役となっていきます。

2 消費者、食品関連事業者の協力が不可欠

行政の働きかけに、消費者や食品関連事業者の皆さんが呼応していただかなければ、三者の関係は深まりません。また、食品の販売や購入などお互いは常に関わりあっており、日常の様々な場面を捉えて情報のやり取りを行なうことができます。このような日常のコミュニケーションの積み重ねが信頼回復につながり、引いては食の安心の構築へとつながっていくと考えます。

3 マスメディアへの働きかけ

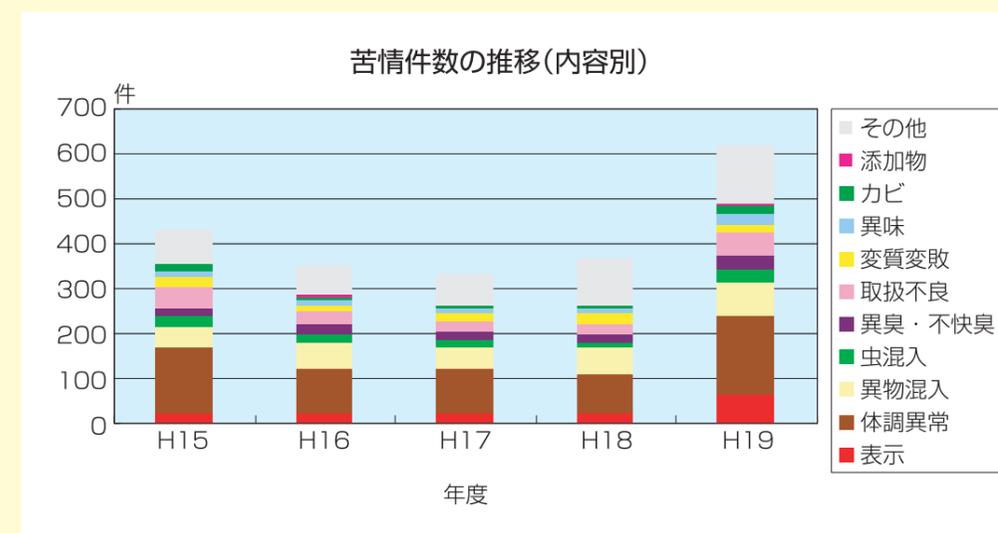
高度に情報化した現代社会では、マスメディアは、三者をつなぐ重要な役割を果たしています。しかし、情報を受け取る側の体制が十分でなかったり、センセーショナルな手法による報道で、消費者に不安や不信感を植え付ける場合もあります。

行政として、高い透明性を保ち、的確な情報をタイムリーに提供することはもちろんですが、客観的・中立的な情報の伝え方について、マスメディアともコミュニケーションを図っていきます。

参考 保健所(各区衛生課)への苦情件数

参考

苦情相談は、消費者の意見表明のひとつの形で、行政・事業者は的確な対応が必要です。頻発する事件の影響で平成19年度の件数は大幅に増加しました。



Memo

第3章

推進体制

基本理念を実現するための行政施策の推進体制を記載しています。

1 基本理念の実現に向けて～PDCAサイクル～

今回改訂した基本方針では、「食の安全安心を得ることができる都市」を目指すという基本理念を実現するため、PDCAサイクルの手法を取り入れた推進体制(マネジメントシステム)を明確にしました。

PDCAサイクルとは、計画(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Act)の各過程を繰り返すことで、継続的な向上を目指すものです。

食の安心の構築は、一朝一夕に成るものではなく、また、食を取り巻く環境は刻々と変化しています。

このため、PDCAサイクルを年度ごとの周期とし、食を取り巻く状況の変化にあわせた効果的な施策の推進を目指します。



2 計画(Plan)

「福岡市食品衛生監視指導計画」を食品行政におけるPDCAサイクルの計画と位置づけます。

本計画は、食品衛生法で策定を義務づけられたもので、毎年度作成しています。作成にあたっては、基本方針に基づき、現状の問題点を考慮しながら重点事業等を示しています。

また、パブリックコメントを実施するなど消費者や食品関連事業者などの関係者の意見を反映しています。

その他の関連施策については、庁内の関係部局で連絡会議を設置し、施策体系を整理しながら確認と連携を図ります。

参考 福岡市食品衛生監視指導計画とは？

食品衛生法第24条に、都道府県知事等が、地域の実情を踏まえて食品の検査や監視指導を効果的・効率的に行なうことを目的として、年度ごとに策定するよう定められており、計画およびその実施状況の公表も義務づけられています。計画に盛り込むべき内容として次の4点が掲げられています。

【計画に盛り込むべき内容】

- ① 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- ② 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- ③ 隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項
- ④ その他監視指導の実施のために必要な事項

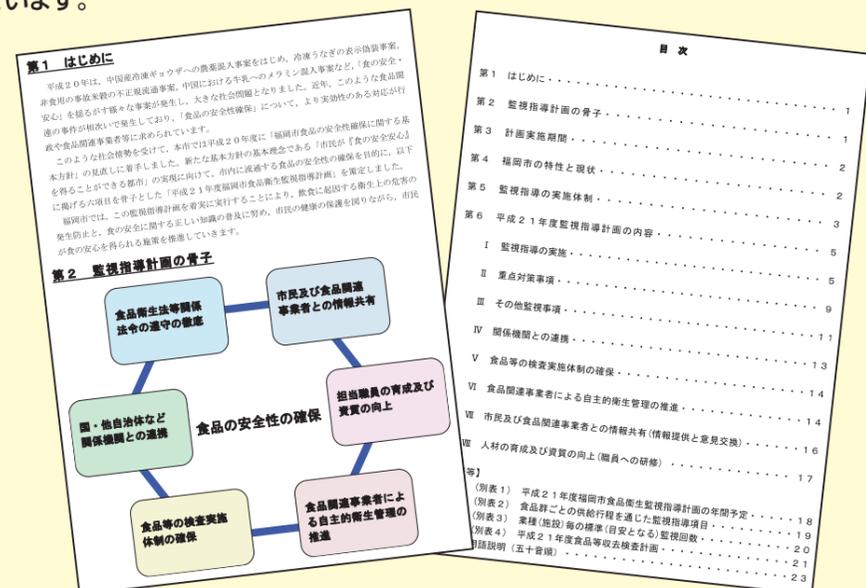
【計画の策定】

計画の策定にあたっては、毎年度、計画案についてパブリックコメントを実施して市民の意見を募集し、必要に応じて計画に反映しています。

また、策定した計画は、ホームページに掲載するとともに各区の衛生課等でも配布しています。

【実施結果の公表】

計画に基づき実施した施策の概要を「福岡市食品衛生監視指導計画実施結果の概要」として毎年度とりまとめています。実施結果の概要は、ホームページに掲載するとともに各区の衛生課等でも配布しています。



3 実施(Do)

「福岡市食品衛生監視指導計画」の実施にあたっては、各区の保健福祉センター(保健所)衛生課、市場に設置している食品衛生検査所や食肉衛生検査所、食品安全推進課および保健環境研究所が中心となりますが、庁内の関連部局や国、他自治体等の関係機関と連携しながら、効果的・効率的な施策を進めていきます。



4 施策の検証(Check)と見直し(Act)

「福岡市食品衛生監視指導計画」に基づく監視指導等の結果については、「実施結果の概要」として公表します。

また、その他の関連施策を含めて、庁内の連絡会議や消費者、食品関連事業者および関係行政機関が参加する協議会において検証し、そこでの意見等を次年度の計画へ反映するとともに、必要に応じて、基本方針や推進体制等の見直しを行います。

なお、庁内関係部局の連絡会議や消費者、食品関連事業者および関係行政機関が参加する協議会については、別に要綱等を定めて設置します。

第4章

行政施策の体系

食に関する行政施策を体系化して例示しています。

1 最新の科学的知見に基づいた食品の安全性の確保および危機管理の充実

1 食品関連事業者に対する監視・指導

- ① 生産段階における監視・指導
- ② 流通実態の把握と指導
- ③ 製造所、飲食店、販売店などの監視・指導
- ④ 食品の検査の充実
- ⑤ 適正表示の徹底

2 集団給食施設などに対する助言・指導

学校や社会福祉施設、医療施設の集団給食施設など、リスクの高い施設については、教育委員会などのそれぞれの施設の所管課と連携を図りながら、施設の監視や施設従事者への衛生教育などを実施します。

3 健康被害発生時の対応

食中毒等により健康被害が発生した場合には、迅速・適確な調査を実施し健康被害の拡大を防止するとともに、原因究明による再発防止に努めます。

4 情報の収集、整理、分析および提供

常に、最新の科学的知見に基づいた情報・知識の収集、整理・分析に努めるとともに、得られた情報を食品関連事業者や消費者へ提供することに努めます。

また、食品関連事業者に対する監視結果や食品の検査結果の概要も公表します。

さらに、食中毒などの健康被害が発生した場合や、広域又は多量に流通する違反食品を発見した場合などは、食品衛生上の危害発生防止の観点から、必要に応じ報道機関への発表を行うとともに、正確な情報を報道するよう要請します。

5 検査能力の向上、研究の推進

「食品の安全性」を確保するための施策、特に消費者および食品関連事業者から信頼される施策は、正確かつ迅速な検査が基礎となります。このため、検査能力の向上を図るための各種技術研修、検査結果に対する信頼性を確保するための厳正な精度管理などにも取り組めます。

また、食品の汚染実態調査や迅速な検査方法の開発など、研究の推進にも積極的に取り組めます。

6 専門的な職員の養成および資質の向上

HACCPシステムや輸出水産食品認定施設に関し必要な助言・指導を行う資格者のための専門研修の履修、あるいは、高度な検査技術の習得などにより、専門的な知識や経験を有する職員を継続的に育成します。

2 食品関連事業者の食の安全安心に関する自主的な取り組みの向上

1 情報の提供(講習会の開催など)

食品の安全性等に関する最新の知見など、タイムリーで役に立つ適確な情報を、講習会や施設の立入時のほか、利便性を考慮した手法を工夫し積極的に提供します。

2 人材の養成および資質の向上(食品衛生責任者の養成など)

食品関連事業者による自主的衛生管理を推進するため、その中心となる食品衛生責任者養成講習会や実務講習会などを、関係団体の協力を得て開催します。

3 自主的衛生管理の推進への支援

各区保健福祉センターなどの食品衛生監視員がHACCP手法も含めた専門的な知識に基づき、食品関連事業者が抱えている問題解決への助言や、事業者自らによる自主的衛生管理の推進の助言に努めます。

4 関連業界団体への支援

食の安全安心の確保にあたっては、食品事業者の自主的衛生管理の向上を積極的に推進している業界団体の役割は重要であり、情報提供や研修会の開催などにより、その活動を側面から支援するほか、事業者の意見を集約し、施策に反映させていきます。

5 食の安全安心に対する自主的な取り組みの評価と広報

食品関連事業者への消費者の信頼を醸成するため、食品関連事業者の食の安全安心に対する取り組みを評価し、積極的に広報していきます。

6 地域の特性を活かす支援

独自の食文化を育成するため、関連事業者の自主的な取り組みを側面から支援します。(屋台に対する監視・指導や特産品(辛子めんたいこなど)への対応)

3 食品関連事業者および行政への消費者の信頼構築

1 消費者が「食品の安全性」に関する知識と理解を深めることへの支援

これまでは“行政が消費者に「知らせたい」情報を伝える講習会”が大半でしたが、今後は“消費者の要望に応じて、消費者が「知りたい」情報を伝える講習会”も積極的に開催します。

また、講習会の方法についても、消費者の理解が深まるよう、参加型や体験型の講習会の開催を工夫します。

2 消費者が意見を表明できる場の提供

本市が実施する施策について消費者が意見を表明できるよう、パブリックコメント(市民意見)の募集やリスクコミュニケーションなどを実施し、その意見の反映に努めます。

特に、リスクコミュニケーションについては、各区において地域性の把握に努めるとともに、提出された意見を各区事業にも反映するよう努めます。

3 苦情や相談などに対する迅速で適切な対応

各区保健福祉センターや消費生活センター等に寄せられた苦情や相談などに対しては、消費者の視点に立ち、わかりやすい情報提供により、迅速かつ適切に対応します。

4 地域コミュニティとの協働

「食品の安全性」を確保する上で消費者の役割は大変重要ですが、一人ひとりの消費者がその役割を果たし「食品の安全性」の確保に貢献することは容易なことではありません。しかし、それぞれの地域における多くの消費者の集まりである地域コミュニティに協力を頂き、その活動を通して情報の提供や意見の集約を行い、施策を推進していきます。

4 関係者の連携強化

1 関係部局の連携強化

「食品の安全性」を確保するための施策を実施するにあたっては、関係部局の連携に留意し、その強化に努めます。

- ① 情報の共有化
- ② 複数の部局が関与する施設に対する連携強化

2 関係機関との連携強化

本市だけでなく広域に流通する食品の問題に対応するため、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会(内閣府)などの国の機関をはじめ、他の自治体の食品衛生担当部局との情報交換を密にし、連携体制を強化します。